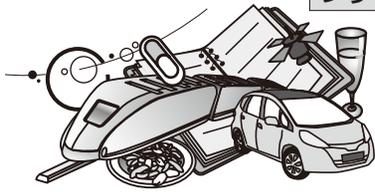


シリーズ **あなたは知ってる!?**

特許豆知識!

[第8回]

米国特許出願における図面作成のルール




弁理士 上村 勇太

はじめに

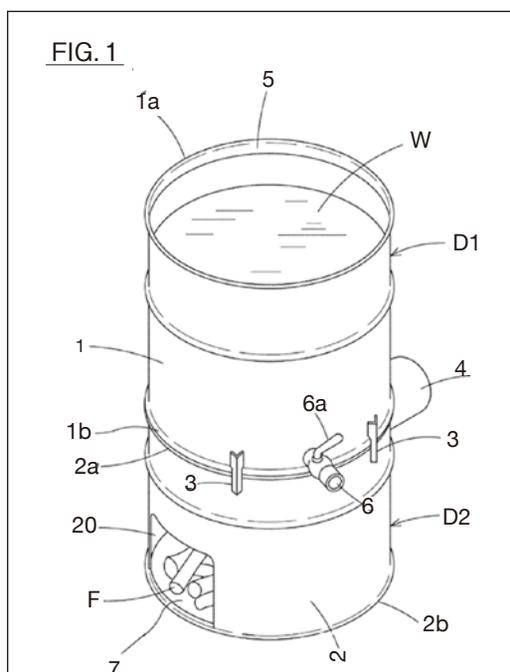
機械系・電気系の特許出願をする際には、説明のための図面を添付することが通例となっています。特に米国では「クレームの特徴が図面に表れていない」というObjection(形式的な拒絶)が審査中に通知されることもままあるので、図面はもはや必須と言えます。ここで、ルールに則って図面を作成しないことで実体審査前にObjectionが通知されることがあります。日本の出願人がこのObjectionに応答するためには不要に米国弁護士費用がかかってしまうこととなります。

このような費用の発生を防止するためと、もし図面に対するObjectionが通知されても困らないように、図面作成のルールを知っておくとよいと思います。

不適切な図面と指摘される例

ここでは、やりがちな図面のルール違反の例について紹介します。下記図面は、特許公報第6130090号の図1を元にして作成した米国特許出願用の図面です。この図1に示されるドラム缶風呂には、米国の図面作成ルール上、不適切と指摘される事項が全部で5個あります。ヒントは全て符号に関する事項であり、ドラム缶の図面自体に問題はありません。

全てわかりましたでしょうか? 回答は次の段落の通りです。



【回答】

- 1: 符号”1”が小さすぎる
- 2: 符号”2”の向きが図番号と揃っていない
- 3: 符号”4”と引き出し線が被っている
- 4: 符号”6”と図面が被っている
- 5: 符号”7”が必要な余白内に設けられている

1~4つ目の事項については注意深く見れば簡単に見つけることができるのですが、5つ目の事項についてはわかりにくかったかもしれません。

図面作成のルールの根拠は?

米国特許出願における図面についての規定(図面作成のルール)は、特許法ではなく連邦規則集(37 CFR 1.81~1.84)に事細かく記載されています。例えば図番号と符号の向きとを揃えなければいけないことについては、37 CFR 1.84(p)(1)に明記されています。また、符号の大きさは0.32cm以上にしなければならないことについては、37 CFR 1.84(p)(3)に明記されています。

このようなルールを覚えておくと、米国出願前の原稿チェックにてObjectionと指摘され得る図面を発見できるかもしれません。ただ、これらのルールを全て覚えるのは困難ですので、上に挙げたようなよく指摘される事項をまずは覚えておくのがよいのではないでしょうか。

図面に対してObjectionが通知されたときの対応

図面に対してObjectionが通知された場合、基本的には審査官が「どの事項が図面作成ルールに則っていないか」と、「根拠となる条文」を指摘してくれます。よって、基本的には指摘された箇所を解消できるように図面を補正すればよいと思います。

ただ、たまに審査官の指摘事項がよくわからない場合があります。弊所の実例としては、ある写真を貼り付けた図にて、写真の周りにできた薄い線を削除することを求めるObjectionが通知されたこと等がありました。このような場合、まずは審査官が指摘した根拠となる条文の内容を確認してみるのをおすすめします。しかしながら、指摘された条文、及びその他の条文などを確認してもわからないときは、米国特許弁護士から審査官にどこが不適切であるかを問い合わせてもらおうのが安全でしょう。

以上